

# 酒々井町新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店

## 申請要領

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等を応援するため、感染症対策に取り組んでいることを宣言した店舗等として登録を公表することで、安心して利用してもらえるよう応援致します。

酒々井町新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店について	
事業名称	酒々井町新型コロナウイルス感染症対策取組宣言登録制度
対 象	酒々井町内に所在する店舗及び事業所
概 要	申請を行っていただくことで、「酒々井町新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店ステッカー」を取得することができます。ステッカーを店舗等の目立つところに掲出していただくことで、町民の皆様が安心して利用できる店舗等であることをお知らせすることができます。また、町ホームページにおいて酒々井町新型コロナウイルス感染症対策取組宣言の店として店舗名を掲載し、PR するものです。

## 申請・問い合わせ

住 所：〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

担当部署：酒々井町役場 経済環境課 商工観光班

受付日時：平日8時30分～17時15分

電話番号：043-496-1171（内線345・346）

F A X ： 0 4 3 - 4 9 6 - 5 7 6 5

メール ： sangyo@town.shisui.chiba.jp

## 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書に必要事項を記入の上、  
郵送又は、ファックスで申請してください。  
※やむを得ず窓口（経済環境課）での申請を希望する場合は、事前にご連絡ください。

## 申請書の入手方法

1. 酒々井町ホームページから申請書をダウンロード
2. 酒々井町役場経済環境課（分庁舎1階）にて窓口配布
3. 酒々井町商工会にて窓口配布

## 注意事項

- ・申請は感染症対策に取り組む店舗等毎に行ってください。
- ・「取組宣言の店ステッカー」の発行を受けた事業者に対し、酒々井町又はその指示を受けた者が店舗等を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。なお、感染症防止対策が不十分であり、改善が見られない場合にはステッカーの掲示をお断りさせていただく場合があります。